

## 公立大学法人北九州市立大学体育施設使用要綱

(平成17年4月1日)  
(北九大規程第53号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めのある場合を除き、北九州市立大学の体育施設（以下「体育施設」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「体育施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 体育館兼講堂
- (2) 第一運動場（日の出グラウンド）
- (3) 第二運動場（青嵐グラウンド）

(使用用途)

第3条 体育施設は、次に掲げる用途に使用する。

- (1) 正課体育実技
- (2) 北九州市立大学（以下「本学」という。）が行う行事
- (3) 課外活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本学の学生並びに職員が行う行事
- (5) 前各号に定めるもののほか、学長が使用を認める行事

(使用期間及び使用時間)

第4条 使用期間及び使用時間は次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めるときは、この限りでない。

施設名	使用期間	使用時間	
		月曜日から土曜日まで	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
体育館兼講堂	1月4日から 12月28日まで	8時45分から22時まで (夜間主の課外活動は 23時まで)	9時から17時まで
第一運動場		8時から21時10分まで	9時から17時まで
第二運動場		8時から19時まで	9時から19時まで

(使用の申請)

第5条 正課体育実技及び大学が行う行事並びに指定する体育課外活動を除き、体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ別に定める使用申請書を管理責任者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定する体育課外活動を行う者は、2箇月間の使用計画書をあらかじめ学務第一課に提出するものとする。

(使用要領)

第6条 体育施設を使用する者は、別に定める使用要領を遵守しなければならない。  
(設備制限)

第7条 体育施設内に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。  
(使用の取消し及び停止)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は使用の停止を命ずることができる。この場合において、使用者が受けた損失については、本学はその責めを負わない。

- (1) 本学において、公用又は公共用に供するため当該施設を必要とするとき。
- (2) 別に定める使用要領及び許可書に掲げられた使用の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段で許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか教育上又は管理上の支障があるとき。

(使用後の措置、原状の回復)

第9条 使用者は、使用后直ちに体育施設を原状に回復し、学長に報告しなければならない。

2 使用者がその責めに帰すべき事由により施設、設備又は備品等を破損、汚損又は紛失した場合には、原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。

(管理)

第10条 体育施設の管理事務は、総務課において行うものとする。

(使用中の事故)

第11条 使用中に生じた事故及び盗難等については、本学の責めに帰する場合を除き、使用者がその責めを負うものとする。

(使用手続)

第12条 学外者で体育施設を使用しようとするものは、使用日の7日前までに学長に許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

(使用時間等)

第13条 学外者が体育施設を使用することができる日及び時間は次のとおりとする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

使用できる日	時 間
(1) 日曜日及び休日 (12月29日から1月3日までを除く)	(1) 体育館兼講堂 9時から17時まで (2) 第一運動場 9時から17時まで
(2) 夏季休業期間	(3) 第二運動場 9時から18時まで

(競技可能種目)

第14条 学外者が体育施設において競技できる種目は、次のとおりとする。

- (1) 体育館兼講堂 ハンドボール、バスケットボール、バレーボール、バドミントン及び卓球
- (2) 第一運動場 ソフトボール
- (3) 第二運動場 陸上競技、サッカー及びラグビー
- (4) その他学長が適当と認めた競技

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月11日から施行する。

ル  
キ  
ヤ  
ー  
ン  
パ  
ー  
ル  
ス

授  
業  
料  
学  
生  
支  
援  
学  
生  
相  
談

メ  
新  
ッ  
入  
セ  
ー  
ヘ  
ジ  
の

海  
外  
留  
学

交  
流  
セ  
ン  
タ  
ー

北  
九  
州  
グ  
ロ  
ー  
バ  
ル  
イ  
ン  
イ  
ニ  
ア  
ル

就  
職  
・  
進  
路

課  
外  
活  
動

(  
北  
方  
キ  
ャ  
ン  
パ  
ス

利  
ハ  
用  
ソ  
フ  
コ  
法  
ン

研  
地  
域  
研  
究  
所  
略

セ  
基  
ン  
盤  
タ  
教  
育

セ  
地  
域  
共  
生  
教  
育

例  
規  
等